

年金からの自動納付（特別徴収） 制度の見直しが行われました

国民健康保険からのお知らせ

7月中旬に保険税の年金からの自動納付(特別徴収)の対象になった方については、「特別徴収税額の通知書」を送付したところですが、特別徴収制度の見直しにより、以下の要件に該当する世帯主の方については、年金からの自動納付(特別徴収)でなく、口座振替で納付いただくことが可能となります。

平成18・19年度の保険税を確実に納めていただいている世帯主の方
口座振替により納めていただける世帯主の方

希望される方は、税務課までお問い合わせください。8月20日(水)までに手続きを行われた方は、10月分から口座振替への変更手続きを行います。

それ以降の申請については、12月分以降のお取り扱いになりますのでご了承ください。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)からのお知らせ

長寿医療制度の保険料について、年金からの自動納付となっている方のうち、以下のいずれかの要件を満たす方は、保険料を口座振替により納付していただくことが可能となります。

国民健康保険の保険税を確実に納付していた方(世帯主本人)が本人の口座から振替納付する場合
本人の年金収入が180万円未満の方のうち、連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる方で、その口座から振替納付する場合

希望される方は、税務課までお問い合わせください。8月20日(水)までに手続きを行われた方は、10月分から口座振替への変更手続きを行います。

それ以降の申請については、12月分以降のお取り扱いになりますのでご了承ください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554